

宮古信用金庫の現況  
REPORT 2022

2021年4月1日～2022年3月31日

資料編

# CONTENTS

○総代会制度	2
○経営管理体制	4
○リスク管理体制	5
○コンプライアンス（法令等遵守）体制	7
○金融ADR制度への対応	8
○最近5年間の主要な経営指標の推移	9
○主要な業務の状況を示す指標	9
1. 業務粗利益	
2. 業務純益	
3. 利鞘	
4. 資金運用収支の内訳	
5. 受取・支払利息の増減	
6. 利益率	
○預金に関する指標	1 1
1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高	
2. 定期預金残高	
○貸出金等に関する指標	1 1
1. 貸出金平均残高	
2. 貸出金残高	
3. 貸出金の担保別内訳	
4. 債務保証見返の担保別内訳	
5. 貸出金使途別残高	
6. 貸出金業種別内訳	
7. 貸出金償却	
8. 預貸率	
○有価証券に関する指標	1 3
1. 商品有価証券平均残高	
2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	
3. 有価証券平均残高	
4. 預証率	
○貸借対照表	1 4
○損益計算書	2 0
○リスク管理債権、金融再生法開示債権	2 1
1. 信用金庫法に基づくリスク管理債権	
2. 金融再生法に基づく開示債権	
○自己資本に関する事項	2 2
1. 自己資本の構成に関する事項	
2. 定量的な開示事項	
(1) 自己資本の充実度に関する事項	
(2) 信用リスクに関する事項	
(証券化エクスポージャーを除く)	
(3) 信用リスク削減手法に関する事項	
(4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の	
取引相手のリスクに関する事項	
(5) 証券化エクスポージャーに関する事項	
(6) 出資等エクスポージャーに関する事項	
(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用される	
エクスポージャー	
(8) 金利リスクに関する事項	
○金銭の信託	3 0
1. 運用目的の金銭の信託	
2. 満期保有目的の金銭の信託	
3. その他の金銭の信託	
○デリバティブ取引	3 0
○会計監査人の監査報告	3 0
○財務諸表の適正性等の確認	3 0
○報酬体系について	3 1
1. 対象役員	
2. 対象職員等	

# 総代会制度

## ○総代会制度について

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、1人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続により選任された総代により運営されます。

また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

## ○総代とその選任方法

### 1. 総代の任期・定数

- ・総代の任期は3年です。
  - ・総代の定数は60人以上80人以内で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められております。
- なお、2022年7月31日現在の総代数は68人です。

### 2. 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。

そこで総代の選考は、総代候補者の選考基準（注）に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

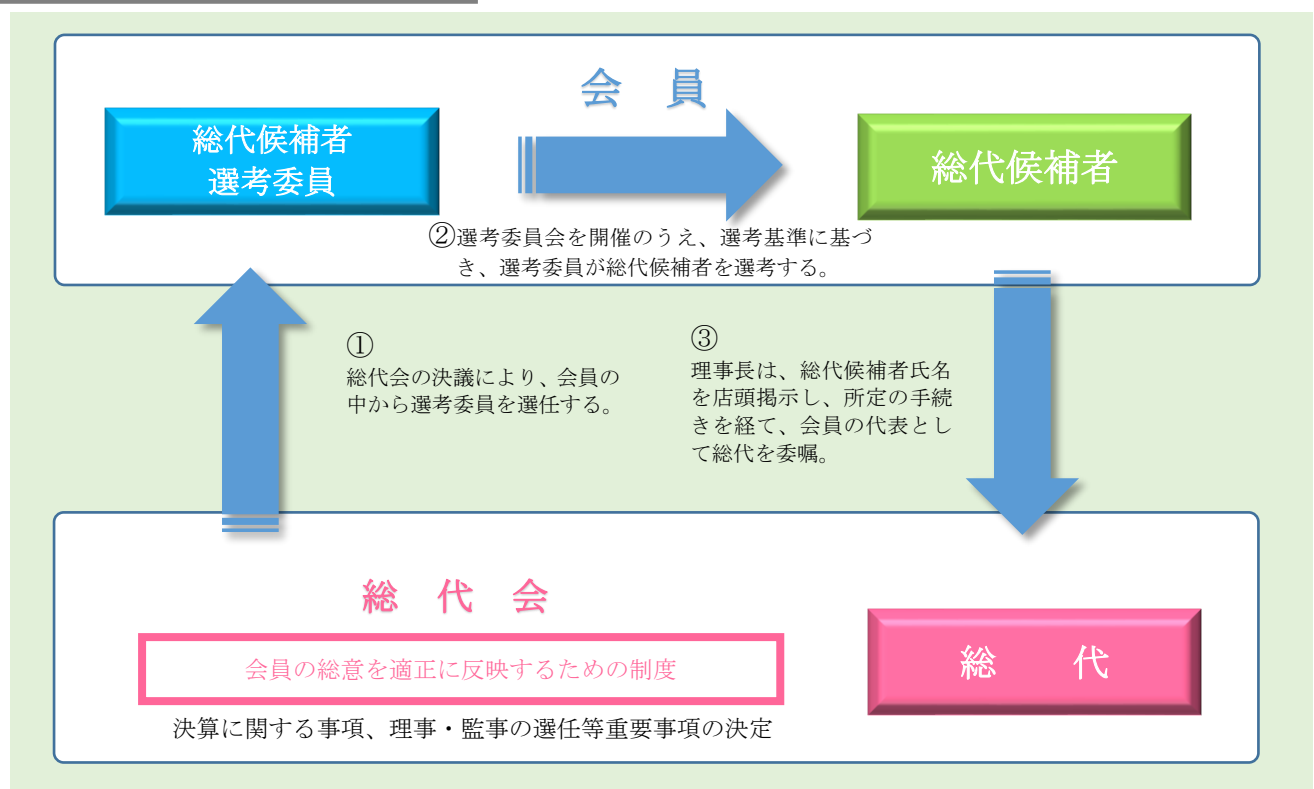
- ① 総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ② 選考委員会を開催のうえ、総代候補者選考委員が総代候補者を選考する。
- ③ 上記②により選考された総代候補者を会員が信任する（異議があれば申し立てる）。

#### （注）総代候補者の選考基準

- ・総代として相応しい見識を有している方
- ・良識を持って正しい判断ができる方
- ・人格に優れ、当金庫の理念・使命を十分理解している方
- ・その他総代会選考委員が適格と認めた方

### 3. 総代選考の方法は、当金庫の「総代選任規程」に基づいております。

## 宮古信用金庫の総代会の仕組み



## ○第78回 通常総代会の決議事項等

第78回通常総代会において、次の事項が報告ならびに付議され、付議事項はそれぞれ原案のとおり了承されました。

### 1. 報告事項

第96期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

### 2. 決議事項

- 第1号議案 第96期 剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 総代候補者選考委員24名選任の件
- 第3号議案 会計監査人不再任及び選任の件
- 第4号議案 理事1名補選の件



## ○総代名一覧

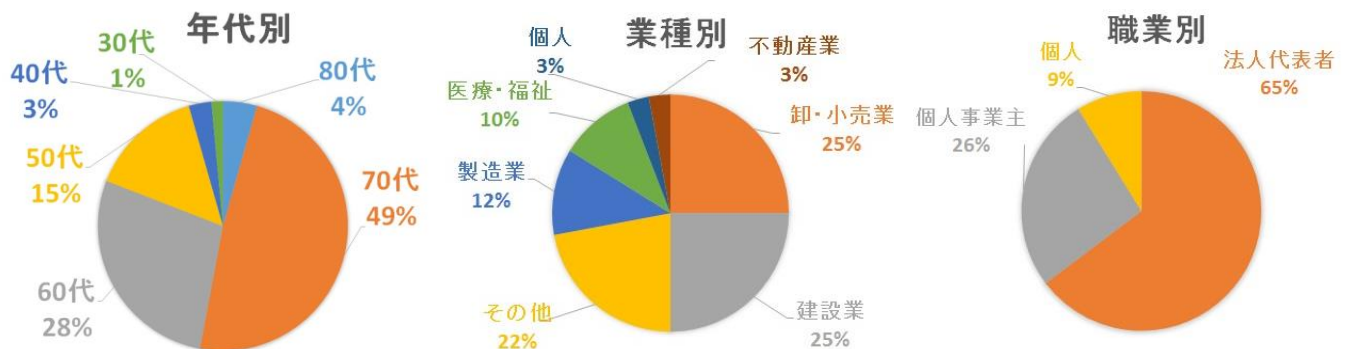
(敬称略、五十音順)

選任区域	定数	総代数	氏名				
区分	主な地名						
第1区	宮古市（向町・本町・新川町・藤原・鍛ヶ崎・佐原・崎山・磯鶏・津軽石）	21人～29人	23人	伊藤勝博 ③	大久保 博 ④	金澤 満 ⑤	川崎利治 ③
				川部淳一 ①	菊地辰志 ④	小西信夫 ④	小堀内徳雄 ③
				佐々木公一 ④	佐々木政一 ④	佐々木勝 ①	島崎秀男 ⑤
				関川 明 ①	高橋雅之 ⑧	中村 隆 ⑨	沼里政彦 ④
				花坂康太郎 ⑦	早野秀則 ③	古舘英樹 ④	松山光男 ⑦
				三浦範夫 ⑤	山崎繁夫 ⑥	山崎 仁志 ①	
第2区	宮古市（黒田町・横町・西町・末広町・大通・南町・栄町・田の神・山口）	19人～25人	22人	阿部勝久 ③	及川 穰 ⑤	太田憲一郎 ⑥	小川一志 ①
				小山田大助 ①	刈屋清次 ④	小成茂正 ④	小成展弘 ①
				齋藤 肇 ⑤	齋藤眞琴 ⑥	佐香英一 ⑤	佐藤雅夫 ①
				鈴木壽次 ⑩	鈴木勇平 ⑤	中居 浩司 ①	中沢勤 ①
				中嶋仁志 ④	松井正之 ⑥	松橋 孜 ⑥	三上健二 ①
				山崎 幸穂 ①	渡邊良司 ⑧		
第3区	宮古市（千徳・刈屋・茂市・川井）	7人～9人	9人	伊藤敏郎 ①	菊地幸得 ①	菊地昭一 ①	木村渡 ④
				澤田令 ⑨	中屋淳一 ④	松舘武美 ④	向井田岳 ②
				横田大士 ①			
第4区	下閉伊郡山田町	5人～7人	5人	伊藤峻 ①	木下慶市 ⑤	昆尚人 ①	佐藤 充 ②
				湊 正美 ④			
第5区	釜石市・上閉伊郡大槌町	4人～5人	4人	青木正紀 ③	佐々 隆裕 ②	佐々木 重光 ②	佐々木正幸 ①
第6区	宮古市田老・下閉伊郡岩泉町、田野畑村、普代村	4人～5人	5人	赤沼正清 ⑤	加藤俊郎 ⑤	上屋敷 正明 ③	小林 徳光 ①
				田中和七 ⑥			
計		60人～80人	68人				

※氏名の後の数字は総代への就任回数

(2022年7月31日現在)

### 《総代の属性別構成比》



# 経営管理体制

## ○貸出運営についての考え方

定められた営業地域の中での活動は「皆様からお預かりしたお金を、その地域内で運用すること」これが地域金融機関として当金庫に課せられた役割であると考えております。

事業者には必要な設備資金や運転資金を、個人の方々には住宅資金・教育資金・マイカー購入資金など幅広いニーズに、迅速・的確にお応えするよう努めております。

また、岩手県信用保証協会の保証による岩手県、宮古市、釜石市、山田町、大槌町の制度融資についても積極的に取扱いしております。

一方、個々の貸出に際しましては、当金庫の強みである地域へ密着した融資渉外体制を通じて情報収集のうえ、お客様の信用状況や事業計画の妥当性などを十分に検討し、必要に応じ担保や保証を頂くなど、貸出金債権の健全化に努めるとともに、特定の業種や特定のお客様に偏ることのないよう広く貸出を行い、リスクの分散にも心掛けております。

## ○地域金融円滑化のための基本方針

当金庫は、地域の中小企業及び個人のお客様に必要な資金を安定的に供給し、地域経済の発展に寄与するため、以下の方針に基づき、地域金融の円滑化に全力を傾注し取組んでまいります。

### 1. 取組み方針

地域の中小企業及び個人のお客様への安定した資金供給は、営業地域が限定された協同組織金融機関である信用金庫にとって、最も重要な社会的使命です。

当金庫は、お客様からの資金需要や貸付条件の変更等のお申込みがあった場合には、これまでと同様、お客様の抱えている問題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取り組めます。

### 2. 金融円滑化措置の円滑な実施に向けた態勢整備

当金庫は、上記取組み方針を適切に実施するため、以下のとおり、必要な態勢整備を図っております。

- (1) 理事会等において、本基本方針、金融円滑化管理方針及び金融円滑化管理規程を策定し、金融円滑化管理責任者の選任について決議しております。
- (2) お客様へのきめ細やかな経営改善支援を行うため、本部に「地域支援課」を設置し、金融円滑化に向けた態勢整備に努めております。
- (3) 職員を対象とした「目利き能力」（お客様の事業価値を見極める能力）を向上させるため、外部研修への参加、中小企業者を対象としたセミナー等を実施しております。

### 3. 他の金融機関との緊密な連携

当金庫は、複数の金融機関から借入れを行っているお客様から、貸付条件の変更等の申出があった場合など、他の金融機関や信用保証協会等と緊密な連携を図る必要が生じたときは、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を得たうえで、これらの関係機関と情報の確認・照会を行うなど、緊密な連携を図りながら地域金融の円滑化に努めてまいります。

## ○2022年3月末現在における金融円滑化に係る取組状況

貸付の条件の変更等の実施状況について(2009年12月4日から2022年3月末までの累積実績)

(単位：百万円)

	申込み									
	実行		謝絶		審査中		取下げ			
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
中小企業のお客様向けの貸付債権	1,322	17,417	1,311	17,286	5	49	3	41	3	41
うち信用保証協会等による債務の保証を受けていなかった貸付債権	362	7,490	359	7,457	2	13	0	0	1	19
住宅資金お借入れのお客様向けの貸付債権	59	535	58	527	1	8	0	0	0	0

(注) 1. 上記計数は、債権ベースで集計しております。また、百万円単位未満は切捨てしております。

2. 「申込み」とは、お客様から返済条件変更の申込みを書面または口頭で受け付けたものを指します。

当金庫は2013年3月末の中小企業金融円滑化法の期限到来後においても、これまで同様、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努め、地域経済の活性化に全力を傾注して取組んでまいります。

お客様から貸付条件の変更等に関するご相談・苦情は、ご利用営業店窓口、もしくは次の本部窓口をご利用ください。

宮古信用金庫 総合支援部 審査管理課  
電話番号 0193-62-3100 (直通)

# リスク管理体制

金融の自由化、国際化の進展に伴い、金融機関の経営上のリスクは、複雑化・多様化してきております。こうした中で当金庫では、経営の健全性を維持するためリスク管理の強化を重点施策と位置付け、その充実に努力しております。今後も内部管理体制の強化に努める等、経営全般に亘るリスク管理の徹底に力をいれてまいります。

## 【経営管理（ガバナンス）】

経営管理（ガバナンス）とは、代表理事、理事及び理事会による経営方針等の策定、理事・理事会の役割・責任、組織体制の整備、監事・監事会による監査、外部監査、内部監査が実効的に機能していることです。

当金庫では、金庫業務の健全性及び適切性を確保するため、経営管理（ガバナンス）が、全体として有効に機能しているか確認し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理に努めてまいります。

## 【自己資本管理】

自己資本管理とは、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本充実度の評価及び自己資本比率の算定を行うことをいいます。

今後とも、健全な自己資本比率を維持できるように努めてまいります。

## 【顧客保護等管理】

顧客保護等管理とは、顧客の保護及び利便性の向上の観点から、次の事項を達成するため必要となる管理をいいます。

1. 当金庫において与信取引（貸付契約及びこれに伴う担保・保証契約）、預金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等及びその他顧客との間で業として行われる取引に関し顧客に対する説明が適切かつ十分に行われることの確保。
2. 顧客からの問い合わせ、相談、要望及び苦情への対処が適切に処理されることの確保。
3. 顧客の情報が漏洩防止の観点から適切に管理されることの確保。
4. 金庫の業務が外部委託される場合における業務遂行の的確性を確保し、顧客情報や顧客への対応が適切に実施されることの確保。顧客保護等の実態や実情を定期的に把握するとともに分析・評価し、問題点等の改善に努めてまいります。

## 【資産査定管理】

資産査定とは、当金庫の保有する資産を個別に検討して、回収の危険性または価値の毀損の危険性の度合いに従って区分することであり、預金などがどの程度安全確実な資産に見合っているか、言い換えれば、資産の不良化によりどの程度の危険にさらされているかを判定するものであり、当金庫自らが行う資産査定を自己査定といいます。

## 【内部管理基本方針】

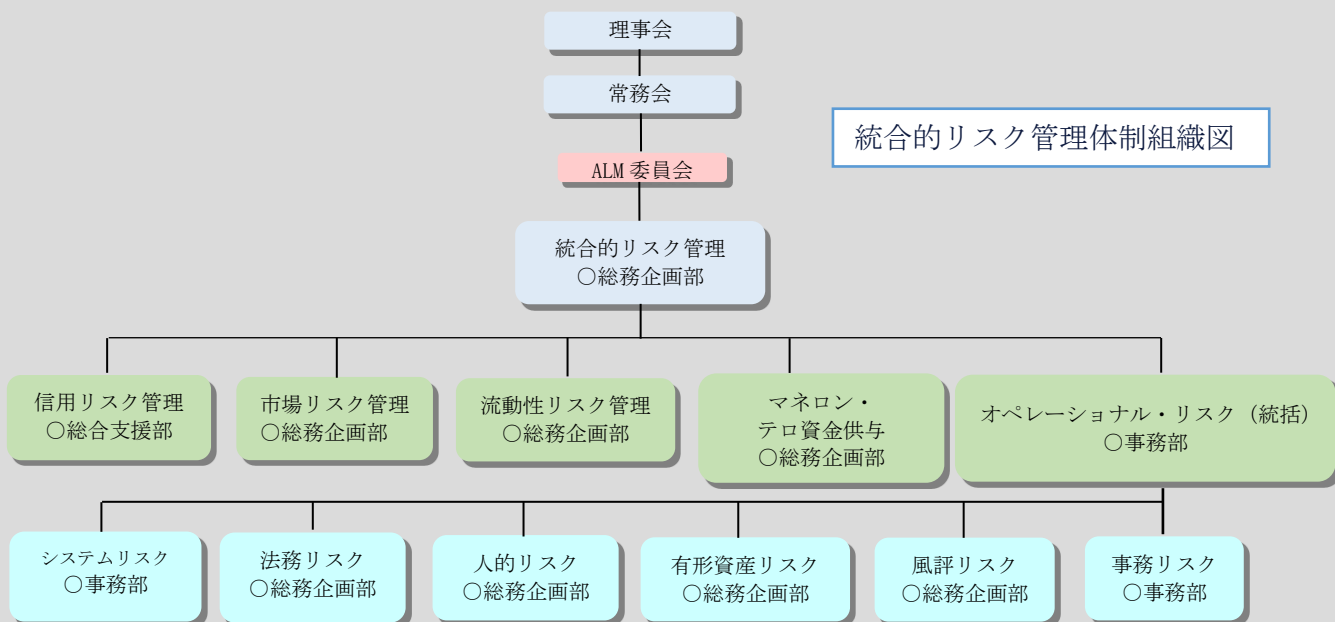
当金庫は、信用金庫法第36条第5項第5号及び同法施行規則第23条の規定に基づき、継続的に内部管理システムの整備を進め、その実効性を確保する為「内部管理基本方針」を定めています。

1. 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
2. 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
4. 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
5. 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
6. 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性に関する事項
7. 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
8. その他監事の監査が効率的に行われることを確保するための体制
9. 監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
10. 監事の職務の執行について費用等の整備

## 【統合的リスク管理】

当金庫の直面するリスク及び想定されるリスクを可能な手法等で計測・評価し、評価したリスク量と自己資本等の経営体力や金庫独自の基準等とを比較し、評価、管理することをいいます。

統合的リスク管理では、自己資本算定及び充実度の評価とそれぞれのカテゴリーに分類し、比較・対照したリスクを統合的に評価し、管理してまいります。





# リスク管理体制

## 信用リスク

信用リスクとは、取引先が財務状況の悪化等により、資産価値が減少あるいは消失し、当金庫が損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資審査体制の充実に努めております。また、内部研修の実施や、信用金庫協会などが実施する各種研修会への積極的参加するなど融資審査能力の向上を図っております。

## 流動性リスク

流動性リスクとは、運用と調達の間期のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）及び市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことをいいます。

当金庫では、資金の流動性を安定的に確保するとともに、資金の運用・調達及び資金繰り状況について経営陣に報告する体制をとり、流動性リスクに対する十分な管理体制を確保しております。

## マネー・ローダリング及びテロ資金供与リスクについて

当金庫では、マネー・ローダリング等の金融犯罪防止対策を重要な経営課題と位置づけ、管理体制の構築・強化に取り組んでいます。具体的には、リスクベース・アプローチの考え方にに基づき、当金庫が直面しているマネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じています。

## 市場リスク

市場リスクとは、「金利、為替、株式などの様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産、負債の価値が変動し、損失を被るリスク」をいい、その金融商品等に付随する信用リスク等のリスクを含めて市場リスクといいます。

### 1. 金利リスク

金利変動に伴い損失を被るリスク。資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で、金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスク。

### 2. 価格変動リスク

保有する有価証券等の価格の変動に伴って、資産価値が減少するリスク。

### 3. 為替リスク

為替相場の影響により、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。

### 4. 信用リスク

財務状況の悪化等により格付けが引き下げとなり、保有する有価証券等の資産価値が減少または損失を被るリスク。

当金庫では、ALM委員会を設置し、経済、金利見通し等に基づいて運用と調達等の方針を策定しております。今後とも、より健全な資産・負債のバランス、収益体制の維持・管理体制の充実に努めてまいります。

## オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクとは、金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク（自己資本比率の算定に含まれる分）及び金庫自らが「オペレーショナル・リスク」と定義したリスク（事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク及び風評リスク）をいいます。

### 1. 事務リスク

役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより損失を被るリスクのことです。

### 2. 法務リスク

金庫経営、金庫取引に係る法令、金庫規則等に違反する行為（法令等違反行為）ならびにそのおそれのある行為が発生することで、金庫の信用の失墜を招くことにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

### 3. 人的リスク

人事運営上の不公平・不公正（給与・賞与・手当・解雇等の問題）及び差別的行為（セクシュアルハラスメント等）により、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

### 4. システムリスク

コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備等に伴い損失を被るリスク、さらにはコンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいいます。

基幹システムであるオンラインシステムの信頼性・安全性・効率性の向上に努めております。

また、「オンライン障害時の事務取扱要領」「コンティンジェンシー・プラン（災害時等危機管理計画）」を定め障害時等の事務に支障のないよう努めております。

### 5. 有形資産リスク

災害その他の事象により有形資産の毀損・損害が生じるリスクをいいます。

### 6. 風評リスク

金庫の評判の悪化や風説の流布等で、信用が低下することにより、金庫が損失・損害を被るリスクをいいます。

当金庫では監査部門が定期的に臨店監査を実施するほか、営業店に対しては、月例の店内監査実施を義務付けております。また、日常の事務ミス防止のための内部規程を整備するなど、事故を未然に防止するため万全の体制をとっております。

# コンプライアンス（法令等遵守）体制

## ○コンプライアンス（法令等遵守）への取組みについて

法令等遵守とは、当金庫においては、単に「法令遵守」に限らず、信用金庫法に基づき地域に根ざした金融機関として公共的使命を果たしていくため、「してはならないこと」「するのが適切でないこと」「しないほうがよいこと」を行わないとする倫理観をも含め「法令（法律、施行規則等）、規程その他ルールはもとより、社会規範をも遵守する」ことをいいます。

当金庫では、金庫業務の健全性及び適切性を確保するため、経営の最重要課題の一つとして位置付け、遵守に努めてまいります。

## ○利益相反管理方針について

当金庫は、信用金庫法及び金融商品取引法等を踏まえ、お客様との取引にあたり、利益相反管理方針及び当金庫が定める庫内規則に基づき、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理し、お客様の利益を保護するとともにお客様からの信頼を向上させるため、利益相反管理方針をホームページに公表するとともに、役職員等を対象に利益相反管理について研修等を実施いたしました。

1. 当金庫は、お客様と行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
  - (1) 次に掲げる取引のうち、お客様の利益が不当に害されるおそれのある取引
    - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と行う取引
    - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様と対立または競合する相手と行う取引
    - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客様から得た情報を不当に利用して行う取引
  - (2) ①から③のほかお客様の利益が不当に害されるおそれがある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、また、これらを組み合わせることにより管理します。
  - ① 対象取引を行う部門とお客様との取引を行う部門を分離する方法
  - ② 対象取引またはお客様の取引との条件または方法を変更する方法
  - ③ 対象取引またはお客様の取引を中止する方法
  - ④ 対象取引に伴い、お客様の利益が不当に害されるおそれのあることについて、お客様に適切に開示する方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置及び責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定及び利益相反管理を一元的にを行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令及び庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に研修・教育等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性及び有効性について定期的に検証します。

## ○反社会的勢力に対する基本方針について

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求については断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引及び便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

## ○当金庫の金融商品に係る勧誘方針について

当金庫は、「金融商品取引法」に基づき、利用者保護等を極めて重要であると認識し、規程等の整備を行うとともに、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき金融商品の販売等に際しては、下記事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ってまいります。

1. 当金庫は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・ご購入は、お客様ご自身の判断によってお決め頂きます。その際、当金庫は、お客様に適正な判断をして頂くために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。
3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて役職員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘について、ご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお申し出ください。

## ○個人情報の保護に関する法律に対する対応について

当金庫は、「個人情報の保護と利用に関する規程」等を制定、個人情報の適切な保護と利用を図るため個人情報保護宣言（プライバシーポリシー）を店頭やホームページで公表しております。

今後も、個人情報（顧客情報）の取扱いは、顧客保護等管理の一環として細心の注意を払ってまいります。

## ○お客様本位の業務運営に関する基本方針

当金庫は、お客様の資産の形成及び資産の運用の業務において、お客様のニーズに適切にお答えし、お客様満足度の向上を目的として「お客様本位の業務運営に関する基本方針（フィデューシャリー・デューティー）」を制定しております。

本方針につきましては、ホームページに掲載しておりますので、ご参照ください。



# 金融ADR制度への対応

## 当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客様からの相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）を営業店または総務企画部で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または次の担当部署へお申し出ください。

宮古信用金庫 総務企画部			
住所	〒027-0082 岩手県宮古市向町 2-46	受付時間	信用金庫営業日 9:00～17:00
TEL	0193-62-2400	FAX	0193-63-2500
		受付媒体	電話、手紙、面談

※お客様の個人情報苦情等の解決を図るため、またお客さまのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほか、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記総務企画部にご相談ください。

全国しんきん相談所（一般社団法人全国信用金庫協会）			
住所	〒103-0028 東京都中央区八重洲 1-3-7	受付時間	信用金庫営業日 9:00～17:00
TEL	03-3517-5825	受付媒体	電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、上記の当金庫総務企画部または全国しんきん相談所へお申し出ください。なお、各弁護士会に直接お申し立ていただくことも可能です。

名称	東京弁護士会紛争解決センター	第一東京弁護士会仲裁センター	第二東京弁護士会仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞が関 1-1-3
TEL	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）	月～金（祝日、年末年始除く）
時間	9:30～12:00、13:00～15:00	10:00～12:00、13:00～16:00	9:30～12:00、13:00～17:00

6. 東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、次の（1）、（2）の方法によりお客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ、東京三弁護士会、全国しんきん相談所または当金庫総務企画部にお尋ねください。

### （1）現地調停

東京三弁護士会の調停人とそれ以外の弁護士会の調停人がテレビ会議システム等を用いて、共同して紛争の解決にあたります。

例えば、お客様は、岩手弁護士会の仲裁センター等にお越しいただき、当該弁護士会の調停人とは面談で、東京三弁護士会の調停人とはテレビ会議システム等を通じてお話しいただくことにより、手続きを進めることができます。

### （2）移管調停

当事者間の同意を得たうえで、東京以外の弁護士会に案件を移管します。

例えば、仙台弁護士会の仲裁センター等に案件を移管し、当該弁護士会の仲裁センター等で手続きを進めることができます。

## 7. 当金庫の苦情等の対応

当金庫は、お客様からの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客様の信頼性の向上に努めます。

- （1）営業店及び各部署に責任者をおくとともに、総務企画部がお客様からの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
- （2）苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署及び総務企画部が連携したうえで、速やかに解決を図るよう努めます。
- （3）苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客様に対し、必要に応じて手続きの進行に応じた適切な説明を行います。
- （4）お客様からの苦情等のお申し出は、全国しんきん相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介します。
- （5）紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
- （6）お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
- （7）苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
- （8）苦情等に対応するため、関連規定等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
- （9）お客様からの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。

## 最近5年間の主要な経営指標の推移

(単位：損益・千円、残高・百万円)

区 分	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
経常収益	1,119,030	1,089,022	1,064,579	982,232	952,939
経常利益 (又は経常損失)	217,385	216,331	165,789	98,989	168,939
当期純利益 (又は当期純損失)	209,434	205,697	170,943	96,800	147,616
出資総額	5,315	5,309	5,304	5,299	5,295
普通出資金	315	309	304	299	295
優先出資金	5,000	5,000	5,000	5,000	5,000
普通出資総口数	626,036口	615,132口	602,405口	591,686口	583,916口
優先出資総口数	200,000口	200,000口	200,000口	200,000口	200,000口
純資産額	12,678	12,854	12,916	13,043	13,029
総資産額	94,746	92,364	89,469	94,261	91,804
預金積金残高	71,901	69,119	66,167	69,680	68,114
貸出金残高	29,531	30,032	27,349	29,748	27,779
有価証券残高	17,412	17,470	19,674	22,206	20,875
単体自己資本比率	41.34%	40.42%	40.90%	42.28%	43.78%
出資に対する配当金 (出資1口当り)					
普通出資	10円	5円	5円	5円	5円
優先出資	30円	0円	5円	0円	0円
役員数	9人	10人	10人	10人	10人
うち常勤役員数	5人	6人	6人	6人	6人
職員数	71人	73人	68人	72人	75人
会員数	10,292人	10,178人	10,078人	9,999人	10,011人

- (注) 1. 「単体自己資本比率」は、信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当か否かを判断するために金融庁長官が定める基準に係る算式に基づき算出しております。なお、当金庫は国内基準を採用しております。
2. 「総資産額」は「債務保証見返」の額を控除して表示しております。

## 主要な業務の状況を示す指標

### 1. 業務粗利益

(単位：千円)

	2020年度	2021年度
資金運用収支	819,327	780,203
資金運用収益	828,855	789,396
資金調達費用	9,528	9,193
役務取引等収支	40,093	28,467
役務取引等収益	112,895	97,855
役務取引等費用	72,802	69,388
その他の業務収支	△42,879	21,840
その他業務収益	15,699	23,495
その他業務費用	58,578	1,655
業務粗利益	816,541	830,509
業務粗利益率	0.85%	0.87%

- (注) 1. 「資金調達費用」は、金銭の信託運用見合費用 (2020年度0千円、2021年度0千円) を控除して表示しております。
2. 業務粗利益率=業務粗利益/資金運用勘定平均残高×100

## 2. 業務純益

(単位：千円)

	2020年度	2021年度
業 務 純 益	84,617	137,317
実 質 業 務 純 益	86,999	137,317
コ ア 業 務 純 益	134,131	122,871
コ ア 業 務 純 益 (投資信託解約損益を除く)	131,385	122,871

(注) 1. 業務純益＝業務収益－(業務費用－金銭の信託運用見合費用)

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費等を含まないとしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から、一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、

国債等債券償還損、国債等債権償却を通算した損益です

## 3. 利鞘

	2020年度	2021年度
資 金 運 用 利 回	0.86%	0.83%
資 金 調 達 原 価 率	0.88%	0.84%
総 資 金 利 鞘	△0.02%	△0.01%

## 4. 資金運用収支の内訳

(単位：平均残高・百万円、利息・千円、利回り・%)

	平均残高		利息		利回り	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
資 金 運 用 勘 定	95,552	94,755	828,855	789,396	0.86	0.83
うち貸出金	27,734	28,518	556,133	521,367	2.00	1.82
うち預け金	42,819	40,366	64,519	59,304	0.15	0.14
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	22,272	23,076	190,463	191,074	0.85	0.82
資 金 調 達 勘 定	83,798	83,042	9,528	9,193	0.01	0.01
うち預金積金	73,511	72,618	8,381	7,513	0.01	0.01
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	10,286	10,424	1,146	1,679	0.01	0.01

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2020年度17百万円、2021年度15百万円)を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高(2020年度0百万円、2021年度0百万円)及び利息(2020年度0千円、2021年度0千円)を、それぞれ控除して表示しております。

## 5. 受取・支払利息の増減

(単位：千円)

	2020年度			2021年度		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受 取 利 息	△19,211	△33,497	△52,709	17,323	△56,692	△39,369
うち貸出金	△19,787	△25,078	△44,865	14,331	△49,096	△34,765
うち預け金	1,136	△8,909	△7,772	△3,668	△1,546	△5,215
うち商品有価証券	-	-	-	-	-	-
うち有価証券	△561	489	△71	6,661	△6,049	611
支 払 利 息	339	77	416	△77	△257	△335
うち預金積金	336	91	428	△93	△774	△868
うち譲渡性預金	-	-	-	-	-	-
うち借入金	3	△14	△11	15	517	533

(注) 残高及び利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて案分する方法によっております。

## 6. 利益率

	2020年度	2021年度
総 資 産 経 常 利 益 率	0.10%	0.17%
総 資 産 当 期 純 利 益 率	0.09%	0.15%

(注) 総資産経常(当期純)利益率＝ $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

## 預金に関する指標

### 1. 預金積金及び譲渡性預金平均残高

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度
流	動性預金	45,268	44,403
	うち有利利息預金	38,341	39,322
定	定期預金	27,925	27,919
	うち固定金利定期預金	27,897	27,905
	うち変動金利定期預金	27	13
そ	の他	317	295
	計	73,510	72,618
譲	渡性預金	—	—
合	計	73,510	72,618

(注) 1. 流動性預金=当座預金+普通預金+貯蓄預金+通知預金

2. 定期性預金=定期預金+定期積金

固定金利定期預金：預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

### 2. 定期預金残高

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度
定	定期預金	25,858	25,747
	固定金利定期預金	25,835	25,734
	変動金利定期預金	23	12
そ	の他	—	—

## 貸出金等に関する指標

### 1. 貸出金平均残高

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度
手	形貸付	1,934	1,523
証	書貸付	24,624	25,876
当	座貸越	1,142	1,099
割	引手形	32	18
合	計	27,734	28,518

(注) 国内業務部門と国際業務部門の区別はしていません。

### 2. 貸出金残高

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度
貸	出金	29,748	27,779
	固定金利	19,792	18,191
	変動金利	9,956	9,587

### 3. 貸出金の担保別内訳

(単位：百万円)

		2020年度	2021年度
当	金庫預金積金	585	588
有	価値証券	—	—
動	産	—	—
不	動産	6,526	5,888
そ	の他	—	—
	計	7,112	6,477
信	用保証協会・信用保険	11,339	10,903
保	証	486	494
信	用	10,811	9,903
合	計	29,748	27,779

## 4. 債務保証見返の担保別内訳

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
当金庫預金積金	—	—
有価証券	—	—
動産	—	—
不動産	8	14
その他	—	—
計	8	14
信用保証協会・信用保険	—	—
保証	1	3
信用	102	1
合計	112	19

## 5. 貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

	2020年度		2021年度	
	貸出金残高	構成比	貸出金残高	構成比
運転資金	15,986	53.7	14,787	53.2
設備資金	5,609	18.9	4,952	17.8
個人消費資金	2,051	6.9	2,052	7.4
個人住宅資金関連	6,101	20.5	5,986	21.6
合計	29,748	100.0	27,779	100.0

## 6. 貸出金業種別内訳

(単位：先、百万円、%)

業種区分	2020年度			2021年度		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	77	2,465	8.2	68	2,017	7.2
農業、林業	7	37	0.1	3	32	0.1
漁業	8	65	0.2	5	41	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	4	95	0.3	3	88	0.3
建設業	145	2,989	10.0	139	2,596	9.3
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—
情報通信業	1	4	0.0	1	3	0.0
運輸業、郵便業	24	541	1.8	24	453	1.6
卸売業、小売業	129	2,309	7.7	115	2,024	7.2
金融業、保険業	11	2,648	8.9	12	3,220	11.5
不動産業	76	2,868	9.6	73	2,584	9.3
物品賃貸業	4	59	0.1	4	50	0.1
学術研究、専門・技術サービス業	6	22	0.0	4	15	0.0
宿泊業	8	242	0.8	8	221	0.7
飲食業	65	424	1.4	65	423	1.5
生活関連サービス業、娯楽業	46	964	3.2	43	914	3.2
教育、学習支援業	3	76	0.2	3	81	0.2
医療、福祉	16	260	0.8	14	222	0.7
その他のサービス	34	376	1.2	32	343	1.2
小計	664	16,454	55.3	616	15,333	55.1
国・地方公共団体等	5	4,893	16.4	5	4,213	15.1
個人	2,745	8,401	28.2	2,659	8,231	29.6
合計	3,414	29,748	100.0	3,280	27,779	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

## 7. 貸出金償却

(単位：千円)

	2020年度	2021年度
貸出金償却	—	—

## 8. 預貸率

(単位：%)

	2020年度	2021年度
期末預貸率	42.69	40.78
期中平均預貸率	37.72	39.27

(注) 預貸率 =  $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$



## 有価証券に関する指標

### 1. 商品有価証券平均残高

・・・当金庫では商品有価証券を保有しておりません

### 2. 有価証券の種類別の残存期間別の残高

(単位：百万円)

科 目	年 度	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定め のないもの	合計
国 債	2020年度	700	99	-	208	1,040	5,272	-	7,320
	2021年度		99	207	212	1,021	5,532	-	7,073
地 方 債	2020年度	-	-	-	-	-	1,704	-	1,704
	2021年度	100	-	-	-	114	2,185	-	2,399
社 債	2020年度	1,102	1,648	2,007	916	506	2,704	600	9,487
	2021年度	250	1,904	705	415	1,093	2,799	601	7,770
株 式	2020年度	-	-	-	-	-	-	20	20
	2021年度	-	-	-	-	-	-	117	117
外 国 証 券	2020年度	199	1,703	805	101	199	100	-	3,109
	2021年度	399	1,499	398	296	195	-	-	2,789
その他の証券	2020年度	-	5	-	-	28	-	430	463
	2021年度	-	5	-	-	25	-	692	723
合 計	2020年度	2,002	3,557	2,812	1,226	1,775	9,781	1,051	22,206
	2021年度	750	3,508	1,311	923	2,450	10,517	1,412	20,875

### 3. 有価証券平均残高

(単位：百万円)

	2020年度	2021年度
国 債	6,552	7,905
地 方 債	1,942	2,577
短 期 社 債	—	—
社 債	9,935	8,983
株 式	97	92
外 国 証 券	3,472	3,189
そ の 他 の 証 券	271	328
合 計	22,272	23,076

### 4. 預証率

(単位：%)

	2020年度	2021年度
期 末 預 証 率	31.86%	30.64%
期 中 平 均 預 証 率	30.29%	31.77%

(注) 預証率 =  $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

# 貸借対照表

## <資産の部>

(単位：百万円)

科 目	95期 (2021年3月末)	96期 (2022年3月末)
現金	1,139	1,536
預け金	38,279	38,777
買入金銭債権	2,559	2,483
金銭の信託	0	0
有価証券	22,206	20,875
国債	7,320	7,073
地方債	1,804	2,399
社債	9,487	7,770
株式	20	117
その他の証券	3,573	3,513
貸出金	29,748	27,779
割引手形	25	25
手形貸付	2,133	1,531
証書貸付	26,343	25,037
当座貸越	1,247	1,184
その他資産	425	422
未決済為替貸	6	5
信金中金出資金	276	276
前払費用	7	6
未収収益	104	103
その他の資産	31	29
有形固定資産	433	402
建物	156	147
土地	178	170
建設仮勘定	-	-
その他の有形固定資産	98	84
無形固定資産	14	17
ソフトウェア	6	9
その他の無形固定資産	7	7
前払年金費用	7	35
債務保証見返	122	19
貸倒引当金	△554	△526
(うち個別貸倒引当金)	(△462)	(△403)
<b>資産の部合計</b>	<b>94,383</b>	<b>91,823</b>

## <負債及び純資産の部>

(単位：百万円)

科 目	95期 (2021年3月末)	96期 (2022年3月末)
預金積金	69,680	68,114
当座預金	341	223
普通預金	40,466	39,471
貯蓄預金	260	243
定期預金	25,858	25,747
定期積金	2,204	1,910
その他の預金	548	518
借入金	11,386	10,487
借入金	11,386	10,487
その他負債	72	84
未決済為替借	10	10
未払費用	21	29
給付補てん備金	1	1
未払法人税等	5	5
前受収益	14	12
払戻未済金	2	4
その他の負債	15	21
賞与引当金	26	26
退職給付引当金	-	-
役員退職慰労引当金	23	27
睡眠預金払戻損失引当金	16	14
偶発損失引当金	10	9
繰延税金負債	2	9
債務保証	122	19
<b>負債の部合計</b>	<b>81,340</b>	<b>78,794</b>
出資金	5,299	5,295
普通出資金	299	295
優先出資金	5,000	5,000
資本剰余金	5,000	5,000
資本準備金	5,000	5,000
利益剰余金	2,790	2,935
利益準備金	293	303
その他利益剰余金	2,496	2,631
当期末処分剰余金	2,496	2,631
処分未済持分	△3	△3
会員勘定合計	13,086	13,227
その他有価証券評価差額金	△43	△198
評価・換算差額等合計	△43	△198
<b>純資産の部合計</b>	<b>13,043</b>	<b>13,029</b>
<b>負債及び純資産の部合計</b>	<b>94,383</b>	<b>91,823</b>

注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

4. 有形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 8年～50年

その他 3年～20年

5. 無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)により償却しております。

6. 外貨建資産は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という。)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失又は今後3年間の予想損失を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、自己査定基準に基づき、営業関連部門から独立した融資委員会が資産査定を行っており、実施部門および監査部門が実施・検証することとしております。

なお、破綻先および実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額および保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は414百万円であります。

8. 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
9. 退職給付引当金（含む前払年金費用）は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（2015年3月26日）に定める簡便法（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。
- 当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。
- なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項（2021年3月31日現在）

年金資産の額	1,732,930百万円
年金財政計算上の数理債務の額 と最低責任準備金の額との合計額	1,817,887百万円
差引額	△84,957百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合（2021年3月分）

0.0610%

③補足説明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高178,469百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度の財務諸表上、当該償却に充てられる特別掛金11百万円を費用処理しております。

なお、特別掛金の額は、予め定められた掛金率を掛金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

10. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
11. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。
12. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
13. 役員取引等収益は、役員提供の対価として收受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役員取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から收受する受入手数料であり、送金、代金取立等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務及びその他の役員取引等にかかる履行義務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。
14. 消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産にかかる控除対象外消費税等は個々の資産の取得原価に算入しております。
15. 企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」（2020年3月31日）（以下、「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、消費税等の会計処理を税込方式から税抜方式に変更しております。この変更による計算書類等への影響は軽微であります。
16. 企業会計基準第30号「時価の算定に関する会計基準」（2019年7月4日）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19号及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、計算書類等への影響はありません。
17. 信用金庫法施行規則の一部改正（2020年1月24日内閣府令第3号）が2022年3月31日から施行されたことに伴い、信用金庫法の「リスク管理債権」の区分等を、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示債権の区分等にあわせて表示しております。
18. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金526百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として7に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合、翌事業年度に係る計算書類における引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

19. 理事および監事との間の取引による理事および監事に対する金銭債権総額5百万円

20. 有形固定資産の減価償却累計額785百万円

21. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	177百万円
危険債権額	1,381百万円
三月以上延滞債権額	—百万円
貸出条件緩和債権額	—百万円
合計額	1,559百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄

その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

22. 手形割引は、業種別監査委員会実務指針第 24 号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形は、売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は 25 百万円であります。

23. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

預け金 10,500 百万円

有価証券 200 百万円

担保資産に対応する債務

預金 193 百万円

借入金 10,487 百万円

上記のほか、為替決済の担保として、預け金 1,500 百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金および敷金 2 百万円が含まれております。

24. 出資 1 口当たりの純資産額 5,187 円 55 銭

25. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産および負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託および株式であり、満期保有目的、純投資目的および事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスクおよび金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。また、変動金利の預金については、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、信用リスクに関する管理規程等に従い、貸出金については、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、各営業店のほか総合支援部により行われ、また定期的に経営陣による常務会等で審議・報告を行っております。

さらに与信管理の状況についても総合支援部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクは、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫では、市場リスクに関する管理規程等に基づき、金融資産および金融負債の金利変動リスクを管理しております。日常的には総合企画部において金融資産および負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行っております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

当金庫で保有している株式の多くは、純投資目的で保有しているものであり、市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「買入金銭債権」、「有価証券」のうち「債券」、「貸出金」、「預金積金」、「借入金」であります。

当金庫では、これらの金融資産および金融負債について、「信用金庫法施行規則第 132 条第 1 項第 5 号ニ等の規定に基づき自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」（2014 年金融庁告示第 8 号）において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産および金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合 1.00% 上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は 2,064 百万円減少するものと把握しております。当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定であると仮定した場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③ 資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫では、流動性リスク管理規程等に基づき、当金庫の資金調達・運用構造に適切した流動性リスクの管理体制を整備し、運営しております。日常の管理として、支払準備率や預金残高動向等のモニタリング管理により資金繰り状況を把握・管理しております。また、緊急時に備えて、災害時等危機管理計画書を策定しており、万一の状況における支払準備に万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等による場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち預け金、貸出金、預金積金、借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

26. 金融商品の時価等に関する事項

2022 年 3 月 31 日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりであります（時価の評価技法（算定技法）については（注 1）参照）。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません（（注 2）参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金 (*1)	38,777	38,838	60
(2) 買入金銭債権	2,483	2,538	54
(3) 有価証券	20,653	21,100	447
満期保有目的の債券	5,579	6,026	447
その他有価証券	15,074	15,074	—
(4) 貸出金 (*1)	27,779	—	—
貸倒引当金 (*2)	△526	—	—
	27,252	27,765	512
金融資産計	89,167	90,242	1,074
(1) 預金積金 (*1)	68,114	68,116	1
(2) 借入金 (*1)	10,487	10,489	2
金融負債計	78,602	78,606	3

(\*1) 預け金、貸出金、預金積金、借入金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。算出にあつては共同事務センターのシステムを使用しております。

(\*2) 貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価等の評価技法 (算定方法)

金融資産

(1) 預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権については、残存期間に基づく区分ごとに、市場金利で割り引いた現在価値を時価に代わる金額として記載しております。なお、残存期間が短期間 (1年以内) のもの、もしくは金利が市場金利に連動するものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格または取引金融機関から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については27.から29.に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金は、以下の①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金および個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権および破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額 (貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。)

②①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

(1) 預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額 (帳簿価額) を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に利用する利率を用いており、2022年3月31日現在の店頭表示金利を用いております。

(2) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期で市場金利を反映し、また、当金庫の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を直近3ヵ月間の当該借入金平均利回りで割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

(注2) 市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式 (*1)	6
組合出資金等 (*2)	492
合 計	498

(\*1) 非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(2020年3月31日)第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(\*2) 組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(2019年7月4日)第27項に基づき、時価開示の対象とはしていません。



金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預け金(*)	10,500	19,750	2,000	5,000
買入金銭債権	74	899	9	1,500
金銭の信託(*)	—	—	—	—
有価証券(*)	750	4,815	3,347	10,518
満期保有目的の債券	100	407	1,135	3,435
その他有価証券のうち満期があるもの	650	4,408	2,211	7,082
貸出金(*)	4,744	12,139	5,420	3,694
合計	16,068	37,603	10,776	20,712

(\*) 預け金、金銭の信託、有価証券のうち期間の定めがないものまたは満期日がないものは含めておりません。貸出金のうち、破綻先、実質破綻先および破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めないもの、期間の定めがないものは含めておりません。

借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
預金積金(*)	22,471	4,479	0	9
借入金	10,012	133	167	173
合計	32,483	4,612	167	183

(\*) 預金積金のうち、要求払預金は含めておりません。

27. 有価証券の時価および評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、29.まで同様であります。

満期保有目的の債券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	債券	5,379	5,826	447
	国債	3,978	4,406	428
	地方債	100	100	0
	社債	1,301	1,320	19
	その他	—	—	—
	小計	5,379	5,826	447
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	債券	200	199	△0
	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	200	199	△0
	その他	—	—	—
	小計	200	199	△0
合計		5,579	6,026	447

その他有価証券

	種類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	36	32	4
	債券	1,978	1,954	24
	国債	96	95	0
	地方債	—	—	—
	社債	1,882	1,858	23
	その他	1,161	1,149	11
	小計	3,177	3,136	40
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	75	85	△10
	債券	9,685	9,881	△196
	国債	2,998	3,096	△98
	地方債	2,299	2,361	△61
	社債	4,387	4,423	△36

	その他	2,136	2,168	△31
	小計	11,896	12,135	△238
	合計	15,074	15,272	△198

28. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（百万円）	売却益の合計額（百万円）	売却損の合計額（百万円）
株式	67	4	—
債券	5,451	14	1
国債	2,603	4	1
地方債	1,040	4	0
社債	1,808	6	0
その他	408	2	0
合計	5,927	22	1

29. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において減損処理を行った有価証券はありません。

30. 運用目的の金銭の信託

	貸借対照表計上額（百万円）	当事業年度の損益に含まれた評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	—	—

31. 当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は5,360百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが1,202百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全およびその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に（半年毎に）予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

32. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	（単位：百万円）
税務上の繰越欠損金	68
貸倒引当金および貸出金償却	206
その他有価証券評価差額金	54
その他	71
繰延税金資産小計	401
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	68
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	332
評価性引当額小計	401
繰延税金資産合計	—
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	—
前払年金費用	9
繰延税金負債合計	9
繰延税金負債の純額	9

# 損益計算書

(単位：千円)

(単位：千円)

科目	95期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	96期 (2021.4.1～ 2022.3.31)
<b>経常収益</b>	<b>982,232</b>	<b>952,939</b>
<b>資金運用収益</b>	<b>828,855</b>	<b>789,396</b>
貸出金利息	556,133	521,367
預け金利息	64,519	59,304
有価証券利息配当金	190,463	191,074
その他の受入利息	17,739	17,649
<b>役務取引等収益</b>	<b>112,895</b>	<b>97,855</b>
受入為替手数料	51,819	41,387
その他の役務収益	61,076	56,467
<b>その他業務収益</b>	<b>15,699</b>	<b>23,495</b>
外国為替売買益	-	-
国債等債券売却買益	11,114	16,037
その他の業務収益	4,585	7,458
<b>その他経常収益</b>	<b>24,781</b>	<b>42,192</b>
貸倒引当金戻入益	-	27,865
償却債権取立益	14,462	5,757
株式等売却買益	9,406	6,275
金銭の信託運用益	0	-
その他の経常収益	911	2,293
<b>経常費用</b>	<b>883,243</b>	<b>783,999</b>
<b>資金調達費用</b>	<b>9,528</b>	<b>9,193</b>
預金利息	7,304	6,490
給付補てん備金繰入額	1,077	1,023
借入金利息	1,146	1,679
<b>役務取引等費用</b>	<b>72,802</b>	<b>69,388</b>
支払為替手数料	15,476	12,945
その他の役務費用	57,325	56,443
<b>その他業務費用</b>	<b>58,578</b>	<b>1,655</b>
国債等債券売却損	14	1,591
国債等債権償却	58,232	-
その他の業務費用	332	64
<b>経費</b>	<b>729,542</b>	<b>693,191</b>
人件費	414,996	390,679
物件費	303,105	276,532
税金	11,441	25,979

科目	95期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	96期 (2021.4.1～ 2022.3.31)
<b>その他経常費用</b>	<b>12,791</b>	<b>10,570</b>
貸倒引当金繰入額	734	-
株式等売却損	-	59
金銭の信託運用損	-	-
その他資産償却	122	122
その他の経常費用	11,934	10,388
<b>経常利益</b>	<b>98,989</b>	<b>168,939</b>
<b>特別利益</b>	<b>4,696</b>	<b>-</b>
固定資産処分益	-	-
その他の特別利益	4,696	-
<b>特別損失</b>	<b>77</b>	<b>8,273</b>
<b>固定資産処分損</b>	<b>77</b>	<b>316</b>
<b>減損損失</b>	<b>-</b>	<b>7,956</b>
その他特別損失	-	-
<b>税引前当期純利益</b>	<b>103,608</b>	<b>160,666</b>
<b>法人税、住民税及び事業税</b>	<b>5,470</b>	<b>5,348</b>
<b>法人税等調整額</b>	<b>1,337</b>	<b>7,701</b>
<b>法人税等合計</b>	<b>6,808</b>	<b>13,049</b>
<b>当期純利益</b>	<b>96,800</b>	<b>147,616</b>
<b>前期繰越金</b>	<b>2,400,108</b>	<b>2,484,235</b>
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>2,496,909</b>	<b>2,631,851</b>

## 【剰余金処分計算書】

(単位：円)

科目	95期 (2020.4.1～ 2021.3.31)	96期 (2021.4.1～ 2022.3.31)
<b>当期末処分剰余金</b>	<b>2,496,909,290</b>	<b>2,631,851,977</b>
<b>剰余金処分額</b>	<b>12,674,078</b>	<b>17,695,375</b>
<b>利益準備金</b>	<b>9,690,000</b>	<b>14,770,000</b>
<b>普通出資に対する配当金</b>	<b>2,984,078</b>	<b>2,925,375</b>
<b>優先出資に対する配当金</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
<b>次期繰越金</b>	<b>2,484,235,212</b>	<b>2,614,156,602</b>

(注) 96期は普通出資配当率1.00%、優先出資配当率0.00%、95期は普通出資配当率1.00%、優先出資配当率0.00%となっております。

## 損益計算書の注記

- (注) 1. 記載金額は千円単位未満を切り捨てて表示しております。  
2. 出資1口当り当期純利益249円97銭。

貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分は信用金庫法第38条1の規定により、会計監査法人(有限責任あずさ監査法人)の監査を受けております。

## リスク管理債権、金融再生法開示債権

信用金庫法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況 (単位：百万円)

区 分	2020 年度	2021 年度
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	148	177
危険債権	1,629	1,381
要管理債権	0	0
三月以上延滞債権	0	0
貸出条件緩和債権	0	0
小計 (A)	1,777	1,559
保 全 額 (B)	1,503	1,268
貸倒引当金 (C)	462	403
担保・保証等 (D)	1,040	865
保全率 (B) / (A) (%)	84.55%	81.32%
引当率 (C) / ((A) - (D)) (%)	62.75%	58.04%
正常債権 (E)	28,113	26,258
総与信残高 (A) + (E)	29,891	27,818

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
3. 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三月以上延滞債権」に該当する貸出金と「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
6. 「貸倒引当金」(C) は、貸借対照表上の個別貸倒引当金の額のうち、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」の債権額に対して個別に引当計上した額。および、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、要管理債権の債権額に対して引当てた額を記載しております。
8. 「担保・保証等」(D) は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
9. 「正常債権」(E) とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
10. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は貸借契約によるものに限る。）です。

# 自己資本に関する事項

## 1. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円)

項 目	2020 年度	経過措置による 不算入額	2021 年度	経過措置による 不算入額
<b>コア資本に係る基礎項目 (1)</b>				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	13,083		13,224	
うち、出資金及び資本剰余金の額	10,299		10,295	
うち、利益剰余金の額	2,790		2,935	
うち、外部流出予定額(△)	2		2	
うち、上記以外に該当するものの額	△3		△3	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	91		123	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	91		123	
うち、適格引当金コア資本算入額	-		-	
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,175		13,347	
<b>コア資本に係る調整項目 (2)</b>				
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	14	-	17	-
うち、のれんに係るものの額	-	-	-	-
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	14	-	17	-
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	-	-	-	-
適格引当金不足額	-	-	-	-
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	-	-	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-	-	-
前払年金費用の額	5	-	25	-
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	-	-	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-	-	-
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	-	-	-	-
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	-	-	-	-
特定項目に係る 10 パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
特定項目に係る 15 パーセント基準超過額	-	-	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-	-	-
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	-	-	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	20		43	
<b>自己資本</b>				
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	13,155		13,304	
<b>リスク・アセット等 (3)</b>				
信用リスク・アセットの額の合計額	29,402		28,759	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△872		△586	
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△872		△586	
うち、上記以外に該当するものの額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を 8 パーセントで除して得た額	1,706		1,626	
信用リスク・アセット調整額	-		-	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	-		-	
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	31,109		30,385	
<b>自己資本比率</b>				
自己資本比率((ハ)/(ニ))	42.28%		43.78%	

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第 89 条第 1 項において準用する銀行法第 14 条の 2 の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成 18 年金融庁告示第 21 号)」に基づき算出しております。  
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

### 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、地域のお客様による普通出資金及び非累積的優先出資金、更に当金庫が積み立てているもの等です。

### 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率 43.78%と、金融庁告示で定められている国内基準である 4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性は十分に保たれている水準と評価しております。



## 2. 定量的な開示事項

### (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2020年度		2021年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	29,402	1,176	28,759	1,150
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	30,275	1,211	29,344	1,173
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	11	0
国際決済銀行等向け	2	0	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	8	0	15	0
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	100	4	110	4
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	8,324	332	8,740	349
法人等向け	10,160	406	8,156	326
中小企業等向け及び個人向け	1,776	71	1,517	60
抵当権付住宅ローン	633	25	593	23
不動産取得等事業向け	2,329	93	2,085	83
3ヵ月以上延滞等	81	3	33	1
取立未済手形	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	996	39	913	36
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	62	2	221	8
出資等のエクスポージャー	62	2	221	8
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	5,798	231	6,670	266
(うち他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 TLAC 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー)	4,293	171	5,740	229
(うち信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー)	700	28	280	11
(うち特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段に関するエクスポージャー)	—	—	—	—
(うち総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 TLAC 関連調達手段のうち、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー)	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	804	32	831	33
② 証券化エクスポージャー	—	—	93	3
証券化				
STC 要件適用分	—	—	—	—
非 STC 要件適用分	—	—	93	3
再証券化	—	—	—	—
③ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
④ 他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△872	△34	△586	△23
⑤ CVA リスク相当額を8%で除して得た額	0	0	—	—
⑥ 中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	1,706	68	1,626	65
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)	31,109	1,244	30,385	1,215

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%  
2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。  
3. 「3ヵ月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」（「国際決済銀行等向け」を除く）においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。  
4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスクを算定しています。

＜オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法＞  

$$\frac{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

(2) 信用リスクに関する事項（証券化エクスポージャーを除く）

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

＜地域別・業種別・残存期間別＞

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								3ヵ月以上延滞エクスポージャー	
	貸出金、コミットメント 及びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債券		デリバティブ取引		3ヵ月以上延滞エクスポージャー			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度		
製造業	2,616	3,216	2,516	2,068	100	1,100	—	—	1	1
農業、林業	39	35	39	35	—	—	—	—	—	—
漁業	117	92	117	92	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	95	88	95	88	—	—	—	—	—	—
建設業	3,445	2,836	3,245	2,836	200	—	—	—	34	33
電気・ガス・熱供給・水道業	201	969	—	—	201	904	—	—	—	—
情報通信業	205	3	4	3	201	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	963	684	562	474	400	201	—	—	3	3
卸売業、小売業	3,215	2,681	2,458	2,179	743	501	—	—	2	2
金融業、保険業	50,526	50,424	2,673	3,262	8,117	5,812	—	—	—	—
不動産業	3,497	3,462	2,996	2,715	500	743	—	—	85	84
物品賃貸業	759	850	59	50	500	800	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	93	82	93	82	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1,046	990	1,046	990	—	—	—	—	—	—
飲食業	76	81	76	81	—	—	—	—	3	3
生活関連サービス業、娯楽業	264	225	264	225	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	261	238	261	238	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	518	530	518	530	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	2,379	1,131	465	452	1,504	300	—	—	—	—
国・地方公共団体等	15,243	14,390	4,894	4,214	9,340	9,883	—	—	—	—
個人	7,376	7,176	7,376	7,176	—	—	—	—	21	28
その他	1,889	2,281	11	10	—	—	—	—	—	—
業種別合計	94,836	92,475	29,780	27,808	21,810	20,250	—	—	153	157
1年以下	13,480	16,074	3,397	4,744	2,004	750	—	—	—	—
1年超3年以下	27,770	28,873	2,204	5,578	3,556	3,503	—	—	—	—
3年超5年以下	8,316	8,727	5,383	6,559	2,815	1,311	—	—	—	—
5年超7年以下	4,855	3,991	3,066	3,058	1,227	923	—	—	—	—
7年超10年以下	9,447	6,815	7,168	2,360	1,750	2,425	—	—	—	—
10年超	25,760	20,714	8,460	3,694	9,800	10,517	—	—	—	—
期間の定めのないもの	5,205	7,278	99	1,815	656	818	—	—	—	—
残存期間別合計	94,836	92,475	29,780	27,808	21,810	20,250	—	—	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。  
2. 「3ヵ月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。  
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形・無形固定資産等が含まれます。  
4. CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。  
5. 業種別区分は日本標準業分類の大分類に準じて記載しております。  
※当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高	
			目的使用	その他		
一般貸倒引当金	2020年度	89	91	—	89	91
	2021年度	91	123	—	91	123
個別貸倒引当金	2020年度	464	462	—	464	462
	2021年度	462	403	—	462	403
合計	2020年度	553	554	—	553	554
	2021年度	554	526	—	554	526

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位: 百万円)

	個別貸倒引当金						貸出金償却	
	期首残高		当期増減額		期末残高			
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
製造業	86	92	5	△6	92	85	—	—
農業、林業	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	4	—	4	—	—
建設業	31	30	0	1	30	31	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—
運輸業、郵便業	1	2	1	△1	2	1	—	—
卸売業、小売業	42	36	△6	25	36	61	—	—
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産業	18	18	0	32	18	50	—	—
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—
宿泊業	1	—	△1	—	—	—	—	—
飲食業	1	1	0	9	1	11	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	255	254	0	△126	254	128	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—
個人	24	26	2	1	26	28	—	—
合計	464	462	△1	△59	462	403	—	—

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位: 百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	2020年度		2021年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	8	17,653	—	17,335
10%	—	8,393	—	7,729
20%	43,223	6	45,009	5
35%	—	1,824	—	1,709
50%	9,048	62	7,880	14
75%	—	2,656	—	2,293
100%	3,054	7,294	2,286	6,302
150%	—	4	300	2
200%	—	—	—	—
250%	1,605	—	1,604	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	94,836		92,475	

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。  
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

#### 信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	631	630	3,485	3,827	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

#### 信用リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫が損失を受けるリスクをいいます。

当金庫では、信用リスクを当金庫が管理すべき最重要のリスクであるとの認識のもと、「信用リスク管理規程」「クレジットポリシー」を制定し、広く役職員に理解と順守を促し、信用リスクの管理を行っています。

信用リスクの評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散のほか、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、更には与信集中によるリスクの把握のため大口与信先の管理など、様々な角度からの分析に注力しております。また、当金庫では、厳格な自己査定を実施するとともに、個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、信用リスク管理・運営における重要事項等については、融資委員会で協議検討を行うとともに定期的に常務会に報告し、必要に応じて理事会に報告しております。

信用コストである貸倒引当金は「自己査定基準」及び「償却・引当基準」に基づき自己査定における債務者区分ごとに算定しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債権額にそれぞれ貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金にしましては、破綻懸念先、実質破綻先及び破綻先ともに、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能額を除いた未保全額を算出し、破綻懸念先は、その未保全額から合理的に見積られたキャッシュフローにより回収可能な部分を除いた残額を計上し、実質破綻先及び破綻先は、上記未保全額の全額を計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。

#### リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- ・株式会社日本格付研究所 (JCR)
- ・株式会社格付投資情報センター (R&I)
- ・ムーディーズ・インバスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S&P)

#### 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するために、場合によっては不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済財源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいたうえでご契約いただくなど、適切な取り扱いに努めております。

当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、保証会社保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「事務取扱規程」及び「担保評価基準」等により、適切な事務取扱い及び適正な評価を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な取扱いに努めております。パーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、自金庫預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、金庫が定める「貸出事務取扱規程」等により、適切な事務取扱い並びに適正な評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う主要な保証には、国、地方公共団体、政府関係機関及び一定の適格格付機関により付与されている法人が保証している保証債権(保証される部分に限る)等があります。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

	2020年度	2021年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレント・エクスポージャー方式	カレント・エクスポージャー方式

(単位：百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する後の与信相当額	
	2020年度	2021年度	2020年度	2021年度
派生商品取引合計	—	—	—	—
外国為替関連取引	—	—	—	—
長期決済期間取引	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

### (5) 証券化エクスポージャーに関する事項

イ. オリジネーターの場合(信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項)

・・・該当ありません

ロ. 投資家の場合（信用リスク・アセットの算出対象となる証券化エクスポージャーに関する事項）

①保有する証券化エクスポージャーの額及び主な原資産の種類別の内訳

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

	2020年度		2021年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	—	—	300	—
(i)住宅ローン	—	—	—	—
(ii)自動車ローン	—	—	—	—
(iii)その他	—	—	300	—

b. 再証券化エクスポージャー

・・・該当ありません

②保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

a. 証券化エクスポージャー（再証券化エクスポージャーを除く）

（単位：百万円）

リスク・ウェイト区分（%）	エクスポージャー残高				所要自己資本の額			
	2020年度		2021年度		2020年度		2021年度	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
0%～ 15%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
15%～ 50%未満	—	—	300	—	—	—	12	—
50%～ 100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
100%～ 250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
250%～ 400%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
400%～1,250%未満	—	—	—	—	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—	—	—
(i)住宅ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(ii)自動車ローン	—	—	—	—	—	—	—	—
(iii)その他	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	—	—	300	—	—	—	12	—

（注）1. 所要自己資本の額＝エクスポージャー残高×リスク・ウェイト×4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

2. 「1,250%」欄の(i)～(iii)は、当該額に係る主な原資産の種類別の内訳です。

b. 再証券化エクスポージャー

・・・該当ありません

(6) 出資等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価等

（単位：百万円）

区 分	2020年度		2021年度	
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額	時価
上 場 株 式 等	78	78	204	200
非 上 場 株 式 等	683	683	929	918
合 計	761	761	1,133	1,119

（注）貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

ロ. 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

（単位：百万円）

			2020年度	2021年度
売	却	益	19	6
売	却	損	0	6
償	却		—	—

（注）1. 損益計算書における損益の額を記載しております。

2. 投資信託に該当する出資等は含まれておりません。

出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資又は株式等エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、その他の出資金が該当します。そのうち、上場株式、上場優先出資証券に係るリスクの認識については、日々評価額を把握するとともに、運用状況に応じてALM委員会に諮り投資継続の是非を協議するなど、適切なリスク管理に努めております。非上場株式、子会社株式、その他の出資金に関するリスクの状況は、財務諸表や運用報告をもとにした評価による定期的なモニタリングを実施するなど、適切なリスク管理に努めております。なお、当該取引に係る会計処理については、「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実施指針」に従った適正な処理を行っております。



ハ、貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	2020 年度	2021 年度
評価損益	3	△7

ニ、貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位：百万円)

	2020 年度	2021 年度
評価損益	—	—

(7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー (単位：百万円)

計算方式	2020 年度	2021 年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー	279	420
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (250%) を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式 (400%) を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式 (1250%) を適用するエクスポージャー	—	—

(8) 金利リスクに関する事項 (単位：百万円)

IRRBB : 金利リスク				
	△EVE		△NII	
	2020 年度末	2021 年度末	2020 年度末	2021 年度末
上方パラレルシフト	2,190	2,064	—	—
下方パラレルシフト	—	—	121	46
スティーブ化	1,939	1,730	—	—
フラット化	—	—	—	—
短期金利上昇	14	68	—	—
短期金利低下	—	—	—	—
最大化	2,190	2,064	—	—
	2020 年度末		2021 年度末	
自己資本の額	13,155		13,304	

①リスク管理の方針及び手続きの概要

i. リスク管理及び計測の対象とする金利リスクの考え方及び範囲に関する説明

金利リスクとは、金利が変化することによる資産と負債の経済価値の変化が資本に及ぼす影響や、金利上昇を起因とする有価証券の評価損失の資本への影響、低金利継続や期間ミスマッチ等を原因とした利息収入減少への影響が考えられます。当金庫ではこれらの影響を金利リスクととらえ、金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利変化による資本への経済価値の影響、有価証券評価損失の資本に対する影響、将来利息収入減少の影響が一定以下になるようにリスク管理を行っています。

ii. リスク管理及びリスク削減の方針に関する説明

△EVE (金利変動に伴う経済価値の変化量) を用いることで、金利変化時の資本への影響を計測しています。算出した金利リスクについては、定期的にALM委員会で協議検討し、必要な対応がある場合は常務会に付議しリスクコントロールに努めております。

iii. 金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として月次で計測しています。

iv. ヘッジ等金利リスクの削減手法 (ヘッジ手段の会計上の取り扱いを含む) に関する説明

当金庫では、金利リスク削減を目的としたデリバティブ取引は行っておりません。

②金利リスク算定方法の概要

(ア) 開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

i. 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

1.25年

ii. 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

2.5年

iii. 流動性預金への満期の割当て方法 (コア預金モデル等) 及びその前提

金融庁が定める保守的な前提を採用

iv. 固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提

金融庁が定める保守的な前提を採用

v. 複数の通貨の集計方法及びその前提

単純合算しています。通貨間の相関は考慮していません。

vi. スプレッドに関する前提 (計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるか否か等)

△EVE算出に当たり、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて算出しております。

vii. 内部モデルの使用等、△EVE及び△NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

viii. 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

前事業年度における△EVEの最大値は2,190百万円であり、184百万円の減少となっております。前事業年度における△NIIの最大値は42百万円であり、79百万円の減少となっております。

ix. 計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

△EVEで計測された金利リスクに対し、十分な自己資本の余裕を確保しており、リスクと収益のバランスを考慮した運用に努めております。

(イ) 当金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となる△EVE及び△NII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

i. 金利ショックに関する説明

当金庫では、100BPV及びVaRを用い金利リスクの影響を検証しております。

ii. 金利リスク計測の前提及びその意味

当金庫では、過去の金利変動を統計的手法を用いてリスク量を測定するVaR（保有期間20日、信頼区間99%、観測期間5年）及び100BPV（金利が1%上昇した場合）のストレスを活用してリスクコントロールに努めております。

## (9) オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金庫の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被るリスク及び金庫自らがオペレーショナル・リスクと定義したリスクのことをいいます。

### ①リスク管理の方針及び手続の概要

オペレーショナル・リスクは、業務運営上、可能な限り回避すべきリスクであります。当金庫では、オペレーショナル・リスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと見え、管理体制や管理方法に関するリスク管理の基本方針を定め、リスクの顕在化の未然防止及び発生時の影響度の極小化に努めております。リスクの計測に関しましては、当面、バーゼルⅢにおける基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。また、これらリスクに関しましては、各主管部署において、協議・検討するとともに、必要に応じて常務会を通じ、理事会に報告する態勢としております。

### ②オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

オペレーショナル・リスク相当額の計算にあたっては、基礎的手法を採用し、1年間の粗利益に15%を乗じた額の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額としております。なお、同手法に基づく2022年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、1,626百万円であります。

## 金銭の信託

### 1. 運用目的の金銭の信託

(単位：百万円)

2020年度		2021年度	
貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額	貸借対照表計上額	当事業年度の損益に含まれた評価差額
—	—	—	—

(注) 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

### 2. 満期保有目的の金銭の信託

・・・該当ありません

### 3. その他の金銭の信託

・・・該当ありません

## デリバティブ取引

当金庫は、次に掲げるデリバティブ取引はいたしておりません。

1. 金利関連取引
2. 通貨関連取引
3. 株式関連取引
4. 債券関連取引
5. 商品関連取引
6. クレジットデリバティブ取引

## 会計監査人の監査報告

2022年6月17日開催の第78回通常総代会で承認を得た貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、有限責任あずさ監査法人の監査を受けております。


## 財務諸表の適正性等の確認

2021年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（以下、「財務諸表」という。）並びに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2022年6月17日

宮古信用金庫

理事長

寿美浩司 

# 報酬体系について

## 1. 対象役員

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰勞金」で構成されております。

### (1) 報酬体系の概要

#### 〔基本報酬及び賞与〕

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

#### 〔退職慰勞金〕

退職慰勞金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

なお、当金庫では、全役員に適用される退職慰勞金の支払いに関して、主として次の事項を規定で定めております。

#### a. 決定方法

理事は理事会で決定しております。

監事は監事会にて決定しております。

### (2) 2021年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

(単位：百万円)

区 分	支払総額
対象役員に対する報酬等	38

(注) 1. 対象役員に該当する理事は4名、監事は1名です(期中退任者及び期中に理事を退職し、監事に就任した者も含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」36百万円、「賞与」2百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

### (3) その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1つ高第3号及び第4号及び第6号並びに第3条第1項第3号及び第4号及び第6号に該当する事項はありませんでした。

## 2. 対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員、当金庫の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、2021年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(注) 1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当金庫の連結子法人等のうち、当金庫の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。

3. 「同等額」は、2021年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

4. 2021年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

# 《 信用金庫法施行規則に基づく開示項目一覧 》

このディスクロージャー資料は、信用金庫法第89条（銀行法第21条準用）に基づいて作成しており、その規定における各項目は以下のページに掲載しております。

項 目	頁	項 目	頁
A. 単体（信用金庫法施行規則第132条における規定）		③ 3ヵ月以上延滞債権に該当する貸出金	21
1. 金庫の概況および組織に関する事項		④ 貸出条件緩和債権に該当する貸出金	21
(1) 事業の組織 (取組編)	10	(3) リスク管理債権、金融再生法開示債権の状況	21
(2) 理事および監事の氏名および役職名 (取組編)	10	(4) 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項	22～29
(3) 事務所の名称および所在地 (取組編)	16	(5) 次に掲げるものに関する取得価額または契約価額、時価および評価損益	
2. 金庫の主要な事業の内容 (取組編)	12～13	① 有価証券	17～19
3. 金庫の主要な事業に関する事項		② 金銭の信託	30
(1) 直近の事業年度における事業の概況 (取組編)	4～5	③ 規則第102条第1項第5号に掲げる取引（デリバティブ取引等）	30
(2) 直近の5事業年度における主要な事業の状況を示す指標		(6) 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	24
① 経常収益	9	(7) 貸出金償却の額	12
② 経常利益または経常損失	9	(8) 金庫が法第38条の2第3項の規定に基づき貸借対照表等について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	30
③ 当期純利益または当期純損失	9	6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	31
④ 出資総額および出資総口数	9	※直近の事業年度における財務諸表の正確性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性を確認した旨の代表者署名	30
⑤ 純資産額	9		
⑥ 総資産額	9		
⑦ 預金積金残高	9		
⑧ 貸出金残高	9		
⑨ 有価証券残高	9		
⑩ 単体自己資本比率	9		
⑪ 出資に対する配当金	9		
⑫ 役員数	9		
⑬ 職員数	9		
⑭ 会員数	9		
(3) 直近の2事業年度における事業の概況			
① 主要な業務の状況を示す指標			
イ. 業務粗利益および業務粗利益率	9		
ロ. 資金運用収支、役務取引等収支およびその他業務収支	9		
ハ. 業務純益、実質業務純益、コア業務純益、コア業務純益（投資信託解約損益を除く）	10		
ニ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回りおよび総資金利鞘	10		
ホ. 受取利息および支払利息の増減	10		
ヘ. 総資産経常利益率	10		
ト. 総資産当期純利益率	10		
② 預金に関する指標			
イ. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	11		
ロ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金およびその他区分ごとの定期預金の残高	11		
③ 貸出金に関する指標			
イ. 手形貸付、証書貸付、当座貸越および割引手形の平均残高	11		
ロ. 固定金利および変動金利の区分ごとの貸出金の残高	11		
ハ. 担保の種類別の貸出金残高および債務保証見返額	11～12		
ニ. 使途別の貸出金残高	12		
ホ. 業種別の貸出金残高および貸出金の総額に占める割合	12		
ヘ. 預貸率の期末値および期中平均値	12		
④ 有価証券に関する指標			
イ. 商品有価証券の種類別の平均残高	13		
ロ. 有価証券の種類別の残存期間別残高および平均残高	13		
ハ. 預証率の期末値および期中平均値	13		
4. 金庫の事業の運営に関する事項			
(1) リスク管理の体制	5～6		
(2) 法令等遵守の体制	7		
(3) 中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況 (取組編)	6～8		
(4) 金融ADR制度への対応	8		
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項			
(1) 貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書または損失金処理計算書	14～20		
(2) 貸出金のうち次に掲げるものの額およびその合計額			
① 破綻先債権に該当する貸出金	21		
② 延滞債権に該当する貸出金	21		